（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［略］

2　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　略］

3　［略］

（電磁的記録）

第三百一条　法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

（業務管理体制の整備）

第三百六条　法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一～六　略］

七　信用格付業に係る利益相反を防止するための次に掲げる措置がとられていること。

イ　信用格付行為のうち利益相反又はそのおそれのある行為（以下この章において「特定行為」という。）を適切な方法により特定し、当該行為が投資者の利益を害しないことを確保するための措置（次に掲げる措置を含む。以下この章において「利益相反回避措置」という。）

［(1)・(2)　略］

(3)　信用格付業者と格付関係者との間で利益相反のおそれのある次に掲げる場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者の利益を害しないことを確保するための措置

(i)　［略］

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　同上］

3　［同上］

（電磁的記録）

第三百一条　法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

［号を加える。］

2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

［一・二　同上］

（業務管理体制の整備）

第三百六条　［同上］

［一～六　同上］

七　［同上］

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

(i)　［同上］